

橋本市規則第 36 号

橋本市文書管理規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり公布する。

令和 8 年 8 月 6 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市文書管理規則の一部を改正する規則

橋本市文書管理規則(令和6年橋本市規則第4号)の一部を次のように改める。なお、改正部分は次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(発送) 第36条 略 2・3 略 4 前項の規定により発送する紙文書は、 <u>総務課長が定める時間</u> までに総務課へ提出しなければならない。 5 略	(発送) 第36条 略 2・3 略 4 前項の規定により発送する紙文書は、 <u>午後3時</u> までに総務課へ提出しなければならない。 5 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。